

さ情審査答申第232号
令和5年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和4年9月13日付けで貴職から受けた、「行政との立合1回目、H7年10月12日、2回目、H8年2月2日打合せ議事録ファイル（以下「本件対象行政情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年5月6日付け建南土第359号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、現地立会打合せ議事録ファイルの原本の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

特定地の市有地等境界明示申請平成7年9月20日による立会、平成7年10月12日要請あり、審査請求人に整理杭716道路へ0.25m出ていると市立会者より苦情あり拒否、行政より市有地等境界明示申請と審査請求人の地積測量し証明の提出求められ、特定地の測量をしていた測量会社へ依頼。平成8年1月16日申請平成8年2月2日立会市立会者、測量士、審査請求人、平成8年2月2日の立会時に整理杭716道路出ているのを行政が認め、確定道路台帳による道路線を変更し確定。行政は審査請求人になにを求めたのか申請、測量を強制し測量は証明なく確定、整理杭は前の地権者が埋設した物、証明出来ます。求めがあれば証拠のもの提出いたします。

審査請求人が開示を求める「1回目平成7年10月12日、2回目平成8年2月2日立会打合せ議事録ファイル」は作成されておらず不存在、特定地番道路台帳地区特定路線番号、審査請求書提出に添付した。

審査請求には別紙一般開示、開示請求し開示提供参考資料の提出し開示を求めます。提供参考資料を見当していただきたい審査庁に願います。又審査庁は専門職であり請求者の下手な説明文では説明出さない請求者は打合せ議事録は存在すると思っています。

参考資料No. 1～No. 8の8種類の資料の添付提出いたします。見当願います。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

行政情報開示請求書で指定された行政情報を所有していないため、条例第11条第2項の規定により、不開示決定処分をしたものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求書にある「立会打合せ議事録ファイルの原本の開示」との主張について

審査請求人は「1回目H7年10月12日、2回目H8年2月2日立会打合せ議事録ファイルの原本の開示求めます」と主張している。

審査請求人が開示を求める「1回目H7年10月12日、2回目H8年2月2日立会打合せ議事録ファイル」は、作成されておらず不存在。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和4年4月20日に開示請求を行った「行政との立会1回目、H7年10月12日、2回目、H8年2月2日立会打合せ議事録ファイル」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、文書は存在しない旨の決定を行ったところ、審査請求人は、打合せ議事録ファイルは存在すると思っていますとの主張から、処分の取消し及びその原本の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 打合せ議事録ファイルが存在するか否かが争点であるが、当該議事録ファイルにより審査請求人が求める情報と実施機関が求められていると理解した情報に相違があると、両当事者の口頭意見陳述により判明し

た。

審査請求人はH7年10月12日及びH8年2月2日の市有地等境界確認に至る市内部での決定過程の書類のファイルの存在を主張し、これに対し実施機関は市有地等境界確認の際の関係者で話し合ったことや決まったことが記された議事録と解釈しその不存在を主張するものである。

- (2) 行政情報開示請求は打合せ議事録ファイルであり、審査請求では現地立合打合せ議事録ファイルの開示を求めるとされている。

これら開示を求める行政情報の表現からは審査請求人が主張する前記2回の市有地等境界確認のための市内部での決定過程の書類のファイルの開示を求めているとの解釈は困難である。

- (3) 従って、当審査会としては、実施機関が市有地等境界確認の際の話し合ったことや決まったことが記された議事録が求められたと解釈し、当該議事録は不存在であるとした実施機関の不開示決定は相当であると判断する。

- (4) なお、審査請求人は審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において特定の道路及び水路の幅員に関する疑義及び前記2回の市有地等境界確認に本人の立合いを求める手続きに違法を主張するが、当審査会の権限外であるので言及しない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年 9月13日	諮問の受理（諮問第573号）
②	令和 4年10月20日	審議
③	令和 4年11月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 1月19日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	令和 5年 2月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)